

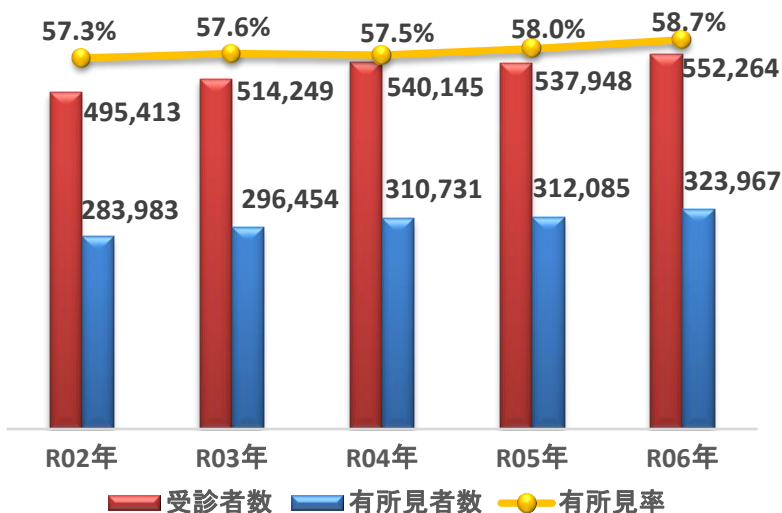
職場の健康診断実施強化月間

実施期間 令和7年9月1日～30日

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、平成25年から、**全国労働衛生週間準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け**、集中的・重点的な啓発に取り組んでいます。

各事業場におかれましては、**健康診断と健康診断実施後の事後措置等を適切に実施**していただきますようお願いいたします。

定期健康診断受診者数・有所見者数・有所見率の推移
【兵庫】



重点事項

● 健康診断の実施

労働安全衛生法に基づき、労働者に対し、医師による健康診断を実施しましょう。また、労働者は事業者が行う健康診断を受けましょう。

● 健康診断実施後の措置

健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師等から就業上の措置について意見聴取（通常勤務、就業制限、要休業等）を行う必要があります。また、事業者は医師等の意見を踏まえて就業上の措置を講じ労働者の健康保持増進を図る必要があります。

● 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導（日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査・精密検査の受診勧奨・治療の受診勧奨等）を受けさせるよう努めましょう。

● 医療保険者と連携した健康保持増進（コラボヘルス）

高齢者の医療の確保に関する法律や健康保険法に基づき、医療保険者から、労働安全衛生法に基づく労働者の定期健康診断結果を求められた際には、健康診断結果を医療保険者に提供しましょう。

医療保険者と積極的に連携し、労働者の健康づくりを効果的・効率的に進めましょう。